

4・28と長崎(東京地裁一審不当判決を受けて)

伝送便2002年5月号

郵政全労協・郵政九州労働組合
委員長 中島 義雄

①はじめに

4・28闘争団の名古屋哲一さん・池田実さんと私との交流は心のつながりだ。4・28反処分闘争を23年間も闘ってこられた闘争団の強い志に敬意を表したい。連合化の中で先細りとも言える日本の労働運動が、まさに土俵で踏ん張れているのは、この郵政4・28などの闘いがあるからだと思う。長崎は彼らが闘う限り、ともにあり、ともに闘い続け、そして日本と世界を変えたいと願う。その原点に4・28がある。

4・28処分直後のある会議で被免職者たちと話す機会があった。率直な印象だが、私はこの両名がこれほど長く闘い続けるなどという印象はもてなかった。ほかに非常に元気のいい若い人がたくさんいて、私は圧倒された。池田君とある駅のホームで立話をしていて、小声で話す彼のイメージは、闘士というものとあまりにもかけ離れていたからだ。名古屋さんにいたっては、私たちの助言など聞く耳なしで、いち早く全通と衝突し、自立の道を選び、さらに遠い存在となったからだ。しかし人生とはおかしなものだ。この両名がいま一番近いところにいる。

②反マル生と全通

長崎の郵政全労協があるのは、その歴史を1969年までさかのぼる。当時全通長崎中央支部・400名は、69年の反マル生(反差別、人権回復)闘争で機動隊が職場に導入され、逮捕者11名、免職者6名、懲戒処分100名を出しながら闘い続けた。その年、郵政は全国で全通労働者36名を免職とし、本格的な反撃に出る。いま福岡にある全福郵労(当時全通)も7名の免職者を出した。これが第一次反マル生闘争である。そして、75年秋のスト権ストへと移る。初めて公然とストライキを打つ職場はまさに解放区であった。しかし、スト権は回復できず、急速に総評運動(スト権奪還路線)は坂を転げ落ち始める。78年の春闘で全通は弾圧回避という理由から統一ストを脱落する。しかし全通本部は職場の反撃の中でゆれ、78年年末、怨念の17年というスローガンで闘った、第2次反マル生全国闘争へとなだれ込む。全通歴史上初の言うところの年賀拒否の越年闘争であった。

郵政を相手に全通が大きな力を持てたのは、年賀を人質にとる闘いがあったからだった。伝家の宝刀とまで言われた年賀越年闘争は、すさまじい勢いで全国へ広がり、年賀状が元旦に配達されない事態となる。個人的な思いだが、日本の大衆運動の中で劇的な感想が残るのは、70年代の全共闘運動の中での東大の入学試験中止と、郵政の反マル生闘争での年

賀飛ばしである。しかし闘いは1月4日の休戦へと移行し、その年の4・28を迎える。長崎でも多くの人が処分を受けた。そして東京などに58名の免職者が出る。日本の支配層が全通運動を解体しようとしてかけた58名の免職攻撃は、その全体重をかけた攻撃でもある。そして全通は79年秋に郵政と10・28労資正常化確認を行い、協調路線へと入る。これが今日の全通の転換点である。その意味では反マル生闘争の到達地点は10・28ではなく、本当は4・28であり、この闘いの勝利を目指して闘い続ける反処分闘争こそが、現在の閉鎖的な労働運動の歴史を反転させ、再生をかける鍵なのだ。

③全通から郵政全労協へ

わが長崎が一地方の支部ながら、全国とのつながりを持つには、この4・28処分が大きい。76年秋、第5回労働者交流集会が東京で開かれた。地元の長船労組から誘われ、長崎全通もこれに参加し、多くの仲間と交流が始まり、伝送便の立ち上げに加わる。そして79年4・28処分が出た直後の6月、緊急に伝送便の全国会議が開かれ、被免職者を加えた討論が行われる。長崎は「被免職者は全通とともにあれ」と主張した。いま思うととんでもない間違いであったが、全国の人にはよく辛抱して聞いてくれたと思う。そして、その年の秋、郵政と全通の間で10・28労資正常化確認が行われる。しかし長崎はその意味を深く理解できなかった。一時的な迂回路線としか考えない、まさに本部の説明どおりの全通そのものであったからだ。ところが、そんな眠れる支部を一喝したのが伝送便であった。10・28からしばらくして、伝送便に「10・28以降、もう本部からは闘えという指令は降りてこない」という記事が掲載された。まさに目からうろこが落ちる思いであったが、しかし長崎は半信半疑のまま、揺れ動きながら80年代を過ごす。

89年、いよいよ総評解体、連合結成のとき、長崎全通はその真価を問われた。全通で長崎の仲間と生きるべきか。全国の仲間とともに全労協に参加すべきか、悩みに悩みぬき、そして90年5月、全労協へと舵を切り、独立労組を立ち上げる。

また、91年2月、4・28も分岐をむかえる。被免職者の再受験問題がそれである。長崎はそこでまた間違える。長崎は「再受験は被免職者が決めること」という態度で受験を容認した。しかし、受験と再雇用は失敗する。これは郵政、自民党、社会党、全通本部の和解、闘争切り捨て路線であったが、その危機を乗り越え、闘いを継続した闘争団や、その後再び戦線へ戻った仲間たちの不屈の闘志に感謝したい。なぜなら反マル生闘争は、郵政労働者のみならず、日本労働者の共通の課題でもあるからだ。

全通は91年4月22日、第99回臨時中央委員会で4・28闘争の終結を決め、被免職者を切り捨てる。労資正常化の本格開始と、連合へと純化したい全通は、労資対立の根っこ4・28を切り捨て、全郵政との統合の道を目指す。しかし、闘争団はぎりぎりのところでねばりぬく。当事者は大変な苦勞であったと思うが、改めて頭が下がる思いだ。この89年か

ら 91 年にいたる 3 年間は、胃が痛む時間であり、まさに、産みの苦しみのときでもあった。しかしこのつらい時間を支えぬいたのが 4・28 闘争団であり、彼らの地底からほとぼしる力が今の闘いと組織を作り、陣形が整ったのだと思う。

そしていま。16 年続いた国鉄闘争がぎりぎりの時間を迎えている。すでに闘う闘争団は 4 月 16 日、国鉄闘争共闘会議を立ち上げた。闘いはこうあるべきという郵政の 4・28 と同じ闘う方針だ。これが日本労働運動を反転・再生させ、未来をつかむ道だと信じる。

④戦後日本の労働運動

戦後日本の総評労働運動は、国鉄と郵政の労働者がともに闘うとき、日本全国の闘いへと発展し、歴史を変えてきた。一つは 1960 年代の団交再開闘争・公労協の確立であり、二つはスト権ストであり、三つは二度にわたる反マル生闘争であった。両者はときに勝ち、ときに負けながらも日本の労働運動を引っ張った。

そして 1987 年の国鉄改革＝分割民営化である。日本の支配階級の攻撃は何度もかけられている。その基本は闘う労組解体であり、活動家の解雇＝レッド・ページである。国鉄改革と国労つぶし＝総評解体はこの狙いがあったが、このとき彼らは過去の経験に基づき、国鉄と郵政への攻撃に時間差をおいた。しかし国鉄労働者は解雇された闘争団を先頭にふんばり、16 年間の時間を闘いぬく。しかしそれまでともに闘ったはずの全通は、そのとき同じ戦線にはいなかった。彼ら全通本部が国鉄闘争に学んだのは、闘いではなく、「国労の二の舞にならぬ」ことであった。だから 4・28 を切り捨て、労組自身が生き残る道を選んだのだ。その意思には、国を変えようとか、職場を変えようとかの過去の思いはまったくなく、自らの生き残りだけの路線でしかなかった。

⑤処分はレッド・ページ

反処分闘争＝レッド・ページはこの社会が変わらない限り、根源的には解決しない。私がこの運動に入り、闘い続けたのは、この社会に資本家と労働者がおり、働く人が不当な抑圧と差別を受けていると思い、この社会から不当に富を独占している資本家（その最高が天皇だが）をなくしたいと考えたからだ。だから基本路線としての労資協調などありえない。その相手側からの証明が不当解雇であり、レッド・ページなのだ。その意味では、階級社会の鋭い狭間＝矛盾のしるしが処分と解雇撤回の闘いであり、彼ら 4・28 闘争団は生き証人なのだ。反マル生闘争も根元は反差別であり、人間としての尊厳を求める闘いだった。4・28 の闘争団の人たちが、周りの想像を超えて闘いを継続されているのは、それぞれの思いがあると思う。社会を変えたいと思う人、差別は許せないと思う人、処分は不当だと考える人、さまざまだろうが、敵はひとつだ。資本とそれと協調する翼賛労組だ。ともに闘い共通の敵を撃つ。これが 4・28 の旗だろう。

⑥判決

今年3月27日。この長い闘いにひとつの回答が出た。東京地裁は郵政の免職処分を認め、闘争団の訴えを棄却した。5時までの執務時間の裁判所が、4時50分という開廷時刻を告げたとき、そもそもの回答を予知しえていたが、いかにも階級社会の冷血無比の判決であった。闘争団は裁判で自らの処分の不当性を強く訴えたが、「誰の首を切ろうが郵政の自由」というまったく不当な判決であった。裁判所は当事者の訴えに基づき、一切の予断なく、公平に審理し、可罰的違法性の有無を判断し、法に従い判決しなければならない。これが法治主義であり、民主国家の土台なのである。今回の判決はこれを捨て去った典型である。私は4・28の不当判決に強く抗議したい。郵政の処分は不当であり、即刻職場へ戻すことこそ、社会的正義であると信じる。

戦争犯罪裁判の軍事的な法廷でも、指導者の罪が一番重い。(東京裁判では天皇が罪を免れるという例外的な政治判断はあったが、しかし、連合国側は、昭和天皇の誕生日にA級戦犯の告訴をし、平成天皇の誕生日にA級戦犯7名を処刑している。戦後日本の安定に天皇を利用したいと思う連合国側が、天皇の命乞いは認めるが、天皇の社会的、政治的な復活は認めないという強い意思からだった。平成天皇は一番の子飼いな軍人たちの処刑日と自分の誕生日が同じという悲運をいまも背負っているのである)。ともあれ、一般参加の兵隊たちは罪など普通にはありえない。これが裁判の常識的な結果である。現に全通のスト権回復の歴史を見ても、当時ストライキを時間内職場集会と呼んだが、その責任は本部であり、免職は中執たちであった。

⑦処分と労資関係

しかし、79年の郵政は違った。かりに全通本部役員が企業離籍し、国家公務員法で罪を問えないとして、現場の違法性を問うなら、免職は支部長であるべきであり、支部執行委員なのである。執行権の法的な指導責任はここにあるからだ。ところが郵政は現場の若い活動家を切った。これはトップの首を切っても闘いが終わらないと判断した、郵政のレッド・パージなのだ。したがってこれは被免職者の政治思想を選別した結果の違法な処分なのである。

闘いは法と体制への挑戦である。反マル生闘争は郵政の違法な人権侵害をやめさせる闘いであった。全通という理由で差別をし、人間としての尊厳を否定する郵政の違法を問うことが、社会正義であり、正当防衛なのだ。また当時は、社会が変わると語られており、処分は勲章といわれていた。現に元全通中央本部でストライキの指導責任を問われて免職となり、後に社会党の国会議員となり、郵政大臣にまでなった男がいた。彼らは自らたちが指導した結果の闘いでの免職や解雇に、なんの解決もできなかったことで、糾弾されるが、世の中の体制がいくらかでも代われれば、罪は消滅するのだから。

また郵政労資で正常化へ舵を切った大前提が 10・28 労資正常化確認であるとするなら、この 4・28 処分は身分回復がまた当然である。現に確かに例外はあるが、免職以外の懲戒はその後、実損を回復させている。「反マル生闘争の到着地点」という労資関係が 10・28 であり、その証が処分の実損回復であったとするなら、4・28 免職者の取り消しこそが、最初の出発点でなければなるまい。なぜに、免職という 58 名だけが労資確認から取り残され、不当に被害をこうむるのか、彼らの労資確認上も、また法の下の公平にも反する政策だ。

⑧処分と憲法

ともあれ反マル生闘争は、まさに階級的な闘いであったが、労働者は力およばず、一敗地にまみれる。そこでストライキや反合理化、あるいは職場抵抗闘争が普通の出来事であった 23 年前の闘いを、いまの法律と社会常識で裁けば、この反マル生闘争に参加をした 16 万人全通労働者全員は処分が妥当となるのかもしれない。しかしスト権の有無は社会的であり、殺人とかの刑法とは異なり、社会の変動で変わる社会法なのである。また、これを前提としないまでも、なお、働く人は抵抗する権利があり、ストライキをする権利が根源的にある。またそうした権利は日本国憲法にも明記されている。働く人がストライキをして罪に問われることはない。いくつかのスト禁止法はあり、合憲だとの最高裁の判断もあるが、憲法そのものを否定するものだとの批判も強く、これは成り立たない。日本国憲法はすべての法律の最高権威である。上位の法律を下位の法律で覆すという法解釈は、そのことだけで憲法違反なのである。最高裁は立法府が作る法律が憲法に違反していないかどうかを見張る法の番人であり、そのものさしが憲法なのだから。したがって反マル生闘争は法律的に違法性がなく、闘争的にも一般参加者という理由で処分に問われることはない。これが普通の判断だろう。

⑨これから

郵政には来年の公社化という改革が待ち構えている。そしてその先には民営化がある。いよいよ国鉄解体方式の攻撃が本格化する。10 万人首切りは先行した国鉄、NTT と同じである。労組がどのような回避路線をとろうとも、敵の狙いは同じであり、郵政も同じ形をとるだろう。自分でやめるか、解雇されるか。闘いをやめるか、反撃するしかない。これは連合だろうが全労協だろうが垣根はない。これがこの先、数年の闘いの争点となる。

いま郵政の職場は新たなマル生の場と化している。働く人の人権が存在せず、マル生を超える。旧マル生は生産性向上運動の中で、労働組合つぶしを合法的な形をとりながら、違法な攻撃をかけた例であるが、今回のそれは、事業防衛の意志を明確にして営業努力と実績を上げなければ、職員失格という攻撃なのだ。人事交流で活動家を飛ばし、活動拠点をつぶした後、今度はパワーアップ指定という選別の中で、分限の脅しをかける。また欠格条項に該当しない人まで「勤務状況が悪い」として、定期昇給のカットや保留で新たな

質の排除論理と競争原理を職場に導入している。かつてマル生るとき、組合は労働者の立場に立った。しかしいまの労組は事業防衛と共通認識であり、労働者の立場には立たない。頼るべき組織が見えない人が多数だ。その中で分限免職や解雇された人が、組織を頼らず自力で立ち上がり、闘っている。そして秋田の須藤さんや千葉の桜沢さんたちは裁判所などで勝利判決を勝ち取っている。組織が取り合わない事件でも一人の闘う人が決意し、少数で闘い始めることで、郵政の無法が明白になりつつある。おかしいと感じたこと、自分が納得できないこと、差別や違法な攻撃には自ら闘うことが歴史を変える出発点である。いま郵政で働く非正規労働者たちも含めたすべての人たちは、こうした分岐点にある。おかしいと感じる人が団結し、新たな闘いの組織ができあがる。これが現局面である。

⑩おわりに

先にも述べたが、日本の労働運動は、郵政と国鉄などの旧公労協が、同じ敵の攻撃に同じ戦線で闘ったときに、いくつかの分岐と歴史を作ってきた。すでに国鉄は16年の解雇撤回＝レッド・ページ打破の闘いの歴史がある。郵政は4・28の23年の闘いの歴史がある。そしてこれからの郵政改革と解雇攻撃との闘いは、この闘いの場と時間を共有する共通の闘いとなる。これは私たちの力量を問われるまさに待ったなしの闘いであり、総力戦となる。

いま私たちは、誰を相手になにを闘おうとしているのか。それは世界的な新自由主義というアメリカ型の資本戦略＝世界支配路線である。日本で進む構造改革、規制緩和という攻撃はこれと同じである。そしてこの路線を支持するアメリカ型の労働運動、日本でいう連合との闘いでもある。しかし世界にはこうした連合型の労組に見切りをつけ、いくつも独立労組が闘いを始めている。郵政全労協などはこうした世界の闘う仲間に目と耳を開き、手をつなごうとしている。ニュージーランド、フランス、韓国、ドイツなどの仲間と、いくつもの交流経験を深め、そうした運動に着手している。

2000年代、反処分、反マル生の闘いの歴史を30年持つ郵政労働者は、4・28とともに、国鉄闘争の仲間とともに、この道を行く。4・28闘争団の心労は続くが、狭間を切り裂く彼らの意思と力を信じて、長崎はともに歩む。

「伝送便 2002年5月号」